

労務費等を明示した工事費内訳書の提出について

建設工事における適正な労務費確保のため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入札契約適正化法）」が改正され、公共工事の入札の際に入札金額の内訳として、労務費等の以下経費を記載することが義務付けられました。

- ・ 材料費
- ・ 労務費
- ・ 法定福利費の事業主負担額
- ・ 建退共制度の掛金
- ・ 安全衛生経費

そのため、令和8年4月1日以降の入札公告・指名通知を行う案件から、工事費内訳書の様式に労務費等の5項目を記載するシートを追加しますので、入札の際には金額を記載し必ず提出をしてください。（記載内容の詳細については別紙をご確認ください。）

【注意事項】

- ・ 提出された工事費内訳書は、本市にて10年間保管し、国土交通省から提出を求められた際に、提供する場合があります。
- ・ 請負代金内訳書については、入札時に提出する工事費内訳書に代えることを可能とするため、従前どおり提出不要とします。

工事費内訳書に新たに記載する5項目の内容について

- 各経費の概要は以下の表のとおりです。
- 各経費の考え方については、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」を確認してください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00026.html

経 費	経費の考え方
材料費	<p>主要な材料費を必須とする。</p> <p>※雑材料や建設機械に使用される燃料費・仮設材の賃貸料金等は任意とする。</p>
労務費	<p>積上げ可能な方式で積算した労務費を計上する。</p> <p>※市場単価方式や標準単価方式（その他の物価本掲載価格も含む）で積算した労務費は計上しなくてよい。</p>
法定福利費の 事業主負担額	<p>現場労働者に関する雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て搬出金含む）、労災保険料の法定の事業主負担額とする。（3頁以降の「法定福利費の具体的な算出方法」を参照）</p>
建退共制度の掛金	<p>「建設業退職金共済制度事務処理の手引き」の「掛金納付の考え方について」を参考に計上する。</p> <p>※建退共制度以外の退職金制度の場合は「－」記載する。</p>
安全衛生経費	<p>次頁の表を参照のうえ、必要経費を計上する。</p>

※材料費及び労務費は、工場製作等の直接工事費に含まれないものは対象外となります。

※工事費内訳書が複数に分かれている場合は、合計した工事費に対して経費を計上してください。

表「安全衛生経費」の考え方

費用区分		主な内容		細目	
直接工事費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備（指定仮設及び参考図等に表示されているもの）	足場		<ul style="list-style-type: none"> ・ 枠組足場、単管足場、吊足場等 ・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幡ネット、安全ブロック、親綱 	
		支保工		<ul style="list-style-type: none"> ・ 型枠支保工、橋梁架設等支保工 	
		土留め		<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮締め切り（シートパイル、親杭横矢板、連壁） 	
		土留め支保工		<ul style="list-style-type: none"> ・ 切梁、腹起（裏込めコン含む） 	
		作業構台		<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗入構台、荷受構台、作業構台 ・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・ 重機移動用敷き鉄板 	
		交通規制		<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通誘導警備員 	
		仮囲い		<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮囲い（万能板、フラットパネル、シートゲート他）、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート 	
間接工事費	共通仮設費	準備費	調査費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋設物調査試掘ほか 	
		安全費	交通管理に要する費用	交通規制に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板（内照式）回転灯、規制表示看板・お願い看板
			安全管理等に要する費用	監視連絡等に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 列車見張り員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員（潜水）等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置
				安全意識、注意喚起に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種注意看板標識、安全掲示板
				保護具類	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヘルメット、保護めがね、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
		作業環境	換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（ずい道）、各種環境測定器（酸素濃度ほか）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（ずい道）、各種環境測定器（酸素濃度ほか） 	
			排気管、圧力計（高压室内）、照明器具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排気管、圧力計（高压室内）、照明器具 	
		警報設備	土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置（潜函）・ベル、サイレン等警報装置（ずい道）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置（潜函）・ベル、サイレン等警報装置（ずい道） 	
			風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計 	
		営繕費	倉庫、材料保管等に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火薬庫など 	
現場環境改善費		<ul style="list-style-type: none"> ・ 照明器具、熱中症対策設備 			
現場管理費	疾病・衛生対策費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診断（一般・特殊健診） 			
	安全訓練研修等に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・ 避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT 			

出典：「安全衛生経費確保のためのガイドブック」（株）建設産業振興センター

注）現行の「土木請負工事積算要領」国土交通省に基づき、一部改編

法定福利費の具体的な算出方法

1 法定福利費の算出例

区分	算出方法
① 健康保険	労務費 × 保険料率 × 事業主負担 (9.80%) (1/2)
② 介護保険	労務費 × 保険料率 × 事業主負担 × 加入率 (1.62%) (1/2) (46.2%)
③ 厚生年金保険	労務費 × 保険料率 × 事業主負担 (18.30%) (1/2)
④ 子ども・子育て拠出金	労務費 × 拠出金率 × 事業主負担 (0.36%) (2/2)
⑤ 雇用保険	労務費 × 保険料率 × 事業主負担 (1.65%) (2/3)
⑥ 子ども・子育て支援金	労務費 × 支援金率 事業主負担 (0.23%) (1/2)

※ 上記①～⑥の合計が、明示する法定福利費となります。

※ () 内にある保険料率等は、令和8年4月時点のものです。法定福利費に乗じる保険料率等の合計は約15.96%になります。

2 岐阜県における各保険の保険料率（令和8年4月現在）

区 分	全額	事業主負担分	本人負担分
健康保険（令和8年度：岐阜県）	9.80%	4.90%	4.90%
介護保険（令和8年度）	1.62%	0.81%	0.81%
介護保険の加入率【40～64歳の被保険者割合（令和5年9月末時点）】：46.20%			
厚生年金保険（令和8年4月分～）	18.30%	9.15%	9.15%
子ども・子育て拠出金（令和8年4月分～）	0.36%	0.36%	-
雇用保険料（令和8年4月～）	1.65%	1.05%	0.6%
子ども・子育て支援金（令和8年4月分～）	0.23%	0.12%	0.12%

※ 保険料率等は定期的に改定されますのでご注意ください。

3 保険料率の確認方法

(1) 健康保険・介護保険の保険料率・子ども・子育て支援金

全国健康保険組合（協会けんぽ）のウェブサイト (<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>) の「保険料額表」に掲載されている保険料率等をご確認ください。

なお、個別に健康保険組合に加入している場合は、組合にお問い合わせください。

※ 介護保険の対象者は、基本的に 40 歳から 64 歳までとなります。実際の現場労働者に占める 40 歳から 64 歳までの割合を把握することが困難な場合、次のとおり 全国健康保険組合のウェブサイトに掲載された割合を用いる方法があります。

介護保険料の算定に使用する保険料率

$$= \text{介護保険の保険料率} \times 1/2 \text{ (事業主負担)} \\ \times \text{加入率 (40\sim64 歳の被保険者割合)} \blacklozenge$$

◆ 協会けんぽウェブサイト>協会けんぽについて>統計情報>統計調査>事業年報>直近までの情報>総括表>全国健康保険協会管掌健康保険>被保険者及び被扶養者の年齢構成割合

(2) 厚生年金保険の保険料率・子ども子育て拠出金の率

日本年金機構のウェブサイト (<https://www.nenkin.go.jp>) のキーワード検索を使って「厚生年金保険料額表」と入力して保険料率及び拠出金率をご確認ください。なお、厚生年金基金に加入している場合は、基金にお問い合わせください。

(3) 雇用保険の保険料率

厚生労働省 (<https://www.mhlw.go.jp>) のキーワード検索を使って「雇用保険料率」と入力して保険料率をご確認ください。事業の種類ごとに事業主負担分・労働者負担分の保険料率が定められていますので、その中の『建設の事業』をご覧ください。